

障害者活躍推進プラン（第２期）

機関名	茨城県監査委員事務局
任命権者	茨城県代表監査委員
計画期間	令和７年４月１日～令和１２年３月３１日（５年間）
事務局における課題	当事務局は、総員１９人で障害者の法定雇用義務のない機関であるが、全職員（会計年度任用職員を除く）が知事部局及びその他の機関からの出向者で、採用や異動等の人事に関することは、当該組織と一体で実施している。 また、第１期障害者活躍推進プランの期間中（R2.4.1～R7.3.31）に障害者である職員は在籍していなかった。
目標	
①採用関係	現在、全職員（会計年度任用職員を除く）が他任命権者からの出向者であるが、今後、事務局に障害者である職員が配置された場合や採用の必要性が生じた場合は、適切に対応していく。
②定着関係	障害者である職員が配置された場合は、障害の程度に応じた業務の提供、テレワークや時差出勤制度など、働きやすい環境を提供していく。
取組内容	
①障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として、監査委員事務局次長を選任する。 ○障害者である職員の相談窓口を監査第一課長とし、全職員に周知する。 ○同僚職員が定期的に声かけ等を行い、障害に対する必要な配慮がなされているか確認するとともに、仕事や体調等の状況を見守る。
②障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○身体障害等により従来の業務遂行が困難となった職員から相談があった場合は、その職員の状況を踏まえ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出ができるよう必要な措置を講じる。
③障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○相談窓口への相談のほか、半期ごとに実施している人事評価面談の際に、障害者である職員への必要な配慮等の有無を把握した上で、必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障害者である職員からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行う。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定しないこと。 ・自力で通勤できることといった条件を設定しないこと。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定しないこと。
④その他	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を考慮する。